

ペット飼育規定

第1条 この規定は賃貸住宅内において、動物を飼うにあたり必要な事項を定めるとともに、動物を飼う居住者（以下「飼い主」という。）はペットは飼育申請書・誓約書に基づき、この規則を遵守しなければならない。

第2条 当該物件において飼い主は次のことを常に心がけなくてはならない。

- 1 他の居住者の立場を尊重し、快適な生活環境の維持向上を図ること。
- 2 動物の本能、習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、動物を終生、適正に飼うこと。
- 3 動物の保護及び管理に関する法律、都道府県の条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守ること。

第3条 飼い主は次の事項を厳守し、動物を適正に飼育しなくてはならない。

1 基本的な事項

- (1) 動物は自己の居室で飼育すること
- (2) 自己の居室又は貸主により指定された場所（以下「指定された場所」という。）以外で動物にえさや水を与えたり、排泄をさせないこと。
- (3) 動物の排泄物の処理についてはトイレ、排水溝を使用しないこと。
- (4) 動物の異常な鳴き声やふん尿等から発生する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと。
- (5) 悪臭防止の為、定期的に脱臭剤等を利用し、常に臭気に気を配ること。
- (6) 動物は常に清潔に保ち、清潔な環境を守れるよう努めること。
- (7) 動物には必要な「しつけ」を行うこと。
- (8) 動物に対しての疫病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと。
- (9) 犬、猫等には不妊去勢手術等の繁殖制限処置を行うよう努力すること。
- (10) 地震、火災等の非常災害時には動物を保護するとともに、動物が外の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること。
- (11) 動物が死亡した場合には、適切な取り扱いを行うこと。

2 外の居住者等に配慮する事項

- (1) 自己の居室又は指定された場所以外で、動物の毛や羽の手入れ等を行わないこと。
- (2) 居室内で動物の毛や羽の手入れ、又ゲージの清掃等を行う際は、必ず窓を閉めること。
排水口に羽・体毛等は流さないこと（排水の詰まった場合は自己費用で清掃すること）。
- (3) 自己の居室以外で排泄した場合は、排泄物を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末（可燃ゴミとして処理）を行うこと。
- (4) 動物の鳴き声等については飼い主が責任を持って対応すること。
- (5) 動物をバルコニー、ベランダ等には出さないこと。
- (6) 外泊する際は必ず動物をペットショップ等へ預けること。
- (7) 廊下、階段等の共用部分に連れ出す際は、動物に必ずリードを付けて抱きかかえるか、又はゲージ等に入れて移動すること。
- (8) 共用部分を利用する際は、他に迷惑がかからないよう配慮すること。
- (9) 他の居住者及び近隣居住者に迷惑をかけたり、不快の念を抱かせる行為をしないこと。

第4条 居住者が飼うことのできる動物の種類は次のとおりとする。

- 1 犬、猫
- 2 小鳥（一般的な鳥かごで飼育できる種類に限る）
- 3 その他、他人に不快感を与えない程度の小動物で貸主が許可した動物

第5条 居住者が飼うことのできる動物の数（1世帯当たり）は次のとおりとする。

- 1 犬、猫については 匹以内。
- 2 小鳥については 羽以内。（レース鳩不可）
- 3 その他小動物については 匹羽以内。
- 4 複数の種類の動物を飼う場合は 種、総計 匹以内（小鳥を除く）。

第6条 居住者は貸主に対して、次に掲げる手続きを行わなければならない。

- 1 動物を飼う場合は、貸主に許可を得るとともに、この規定を遵守する旨を誓約すること。
- 2 犬を飼う場合は、前項の手続き後、速やかに狂犬病予防法第4条に規定する登録、及び同法第5条に規定する予防注射を行った旨の証明を提示すること。

3 動物に対しては毎年、法で定められた予防注射等を確実に接種させること。

4 動物を飼わなくなった場合は、その旨を届け出ること。

第7条 動物が共用部分を汚したり、破損させた場合は、全額その飼い主の負担で修復するものとする。
又、動物が関わって事故が発生した場合、又は他人に被害、損害を与えた時も、その理由の如何を問わずその飼い主は全責任を負うものとする。

第8条 飼い主がこの規定に違反し、他の居住者及び近隣住民に迷惑や危害を与えた場合、貸主は飼い主に対して動物の飼育に条件を付け、改善されなければ禁止することができる。又、著しい違反者に対しては賃貸借契約の解除等の処置をとることができる。

1 第3条1項（7）および2項（4）に基づき、第1段階で電気式又はスプレー式矯正器の着用。
第2段階でトレーニング施設での矯正。第3段階で声帯除去手術の履行を条件付けして、改善させなければ飼育禁止とする。

2 上記に対して飼い主が従わない時は、賃貸借契約の解約の処置をとることができる。

第9条 居住者が、盲導犬・聴導犬・介護犬等の動物（以下「盲導犬等」という。）を必要とする場合には次に掲げる項目の適用を除外する。

1 第3条の2項（7）

2 第5条

誓約書

1	ペットの種類	
2	品 種	
3	名 前	
4	年 齢	
5	性 別	
6	体 重	
7	特 徴	

私は記載のペットを飼育するに当たり、下記事項を承認したことを誓い、本書面に同意します。

記

- (1) 別途定めるペット飼育規定を熟読の上、遵守いたします。
- (2) 私のペットが関わって、他の居住者および近隣住民とのトラブルが発生した場合は、全て私の責任において解決するよう努めるとともに貸主の指示に従います。
- (3) ペット飼育規定に違反した場合は飼育の取りやめを、又著しい違反をし、上記物件貸室賃貸借契約（以下「原賃貸借契約」という）を存続できない事由があると貸主が認めた場合は原賃貸借契約の解除をされても異議は述べません。契約の解除をされても異議は述べません。
- (4) 理由の如何を問わず、原賃貸借契約の終了により退室する場合は、ペットの飼育に起因する室内の修繕として、壁等のクロス張替、床、柱等の補修、ペット臭の脱臭、室内クリーニング等を通常の原状回復に追加して行い、その費用一切を私が負担いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印